

# 令和4年厚木市農業委員会6月定例総会議事録

日 時 令和4年6月27日 月曜日 午後1時30分から午後2時05分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 大 矢 和 人            2番 松 野        勝

3番 内 海 則 行            4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤        隆            6番 梅 澤 清 子

8番 井 上 謙 治            9番 山 川 宏 司

10番 松 前        進            11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川        暁 (会長職務代理者)

欠席者            7番 難 波 博 文

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹  
農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告14件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告11件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告4件)
- 5 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について (9件)
- 6 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 7 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について (23件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。  
これより、令和4年厚木市農業委員会6月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、1番の大矢和人委員、2番の松野勝委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、5月11日から6月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で4件、6筆、面積は2,085平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で10件、17筆、面積は2,611.28平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、14件、23筆、面積は4,696.28平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、5月11日から6月10日までに受け付け

したものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は8人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は延べ42筆、面積は延べ21,407平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。

土地の所在地につきましては、愛甲字扱免1筆、地目は田、面積は991平方メートルです。

貸人は、愛甲東3丁目にお住まいのAさん、借人は、愛甲東3丁目にお住まいのBさんでございます。

貸人の都合により、令和4年5月11日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は4件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、愛甲東3丁目にお住まいのCさん、対象地は愛甲東三丁目1筆、登記地目は畑、

面積は347平方メートルです。

当該土地は、昭和47年8月頃までは農地として耕作されておりましたが、その後、隣接する自宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成21年度撮影の航空写真で、住宅敷地として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、5月16日に早川職務代理者及び新藤委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの判断をいただいたため、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、5月18日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、及川にお住まいのDさん、対象地は及川字廣町2筆、登記地目は2筆とも田、合計面積は309平方メートルです。

これらの土地は、平成10年5月、近隣の事業者から資材置場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧・整地の上、貸し出され、現在に至っているもので、平成25年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、5月30日、小澤委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、1番同様非農地の要件を満たすため、5月31日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、中荻野にお住まいのEさん、対象地は中荻野字鷺坂2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は710平方メートルです。

これらの土地は、昭和63年5月頃までは耕作されておりましたが、隣接する山林の樹木の侵食により山林化が進み耕作ができない状態となり、現在に至っているもので、平成25年度固定資産評価証明書で山林課税されていることが確認できております。

証明願提出に先立ち、相談があったため、これらの経過を踏まえ、4月5日、難波委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前2案件同様非農地の要件を満たすため、5月23日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に4番でございます。

証明願提出者は、相模原市中央区陽光台4丁目にお住まいのFさん、対象地は金田字新河原2筆、登記地目は2筆とも畑、合計面積は396平方メートルです。

当該土地は、平成8年に相続した時点ですでに原野化しており、以降耕作されず、現在に至っているもので、平成24年度撮影の航空写真で原野化していることが確認できております。

申請に先立ち、昨年夏に相談があったため、これらの経過を踏まえ、昨年7月26日、梅澤委員及び井上委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前3案件同様非農地の要件を満たすため、6月13日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は9件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、山際字採燈場1筆、登記地目は畑、面積は912平方メートルでございます。

渡人は上依知にお住まいのGさん、受人は同住所にお住まいのHさんです。

農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権の移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、戸田字鶴田1筆、登記地目は畑、面積は784平方メートルでございます。

渡人は下津古久にお住まいのIさん、受人は同住所にお住まいのJさんです。

農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権の移転で、花きの利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び父の3人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、山際字六貫田2筆及び猿ヶ島竹ノ内2筆、登記地目はすべて田、合計面積は2,972平方メートルでございます。

渡人は山際にお住まいのKさん、受人は猿ヶ島にお住まいのLさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、飯山字下河原2筆、登記地目は両筆とも田、面積は1,407平方メートルでございます。

渡人は飯山にお住まいのMさん、受人は宮の里3丁目にお住まいのNさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、山際字下中原3筆、登記地目はすべて畑、合計面積は2,690平方メートルでございます。

渡人は山際にお住まいのOさん、受人は山際にお住まいのPさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子2人の4人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は、愛名字萩原1筆、登記地目は田、面積は1,087平方メートルでございます。

渡人は中町4丁目の相続財産管理人Qさん、受人は愛名にお住まいのRさんです。

経営規模拡大のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人1人です。

続いて7番でございます。

対象となる農地は、愛甲東3丁目4筆、登記地目は畑及び田、合計面積は1,502平方メートルでございます。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのSさん、受人は愛甲東3丁目にお住まいのTさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機等。

労働力につきましては、本人及び子2人の3人です。

続いて8番でございます。

対象となる農地は、関口字上原1筆、登記地目は畑、面積は716平方メートルでございます。

渡人は関口にお住まいのUさん、受人は沖縄県石垣市にお住まいのVさんです。

農業経営安定のための交換による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人、子、兄、その配偶者、兄の子及びその配偶者の6人です。

最後に9番でございます。

対象となる農地は、山際字上原1筆、登記地目は畑、面積は717平方メートルでございます。

渡人は沖縄県石垣市にお住まいのVさん、受人は関口にお住まいのUさんです。

農業経営安定のための交換による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人、夫、子、その夫、夫の弟及びその子の6人です。

なお、1番から9番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準は満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 5、議案第27「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 5、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程 6、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事〉

ただいま議題となりました、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、下荻野字寺之下1筆の一部、登記地目は畑、面積は972平方メートルの内627.13平方メートルです。

申請人は鳶尾2丁目にお住まいのWさんです。

本申請は、農業用倉庫建設のための転用許可申請です。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地が広がる第1種農地で原則転用ができない農地になりますが、本申請のように、農業用倉庫を建設する場合は許可ができることとされております。

また、当該地は、令和3年厚木市農業委員会10月定例総会にて、農地法第3条の規定による許可を受け、令和4年1月14日付けで売買による所有権移転登記がなされ、Wさんが取得しているため、3年3作の適用を受けますが、自らの農地を農業用施設として転用する場合は例外的に許可が認められることとされております。

申請人は、荻野地区を中心に約2ヘクタールの農地を耕作しており、現在、妻の実家の農業用倉庫を借りて農機具や農作物を保管しています。しかし、農業経営規模の拡大により、当該倉庫が手狭となってしまったため、主な耕作地から近い申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側、南側及び北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側の既存鉄筋コンクリート擁壁を一部撤去し、幅3メートルのコンクリート土間打ちにて入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、農業用倉庫を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、転圧・整地により申請地を隣接地より低くし、雨水等の流出を防ぐ計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきま

しては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程7、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は23番までございますが、1番については、三橋委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、三橋委員の退出を求めます。事務局の説明を求めます。

[三橋委員退室]

<議長>

それでは、日程7、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

借人は、小野にお住まいのXさんでございます。

対象となる農地は小野字神明前2筆、登記地目はともに田、合計面積は1,185平方メートルです。

利用目的は畑、3年間の使用貸借権で、更新設定でございます。



本件については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

以上、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定されました。

ここで、三橋委員を入室させてください。

[三橋委員入室]

<議長>

それでは、日程7、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」の2番から23番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」の2番から23番までを御説明申し上げます。

2番から23番までの合計集積面積は、36,234平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が19件、51筆、32,450平方メートル、賃借権が3件、5筆、3,784平方メートルです。

地目別では、田が10件、25筆、15,579平方メートル、畑が12件、33筆、24,545平方メートルです。

利用目的別では、水稻が6件、普通畑、野菜、大豆・小麦が16件です。

契約期間別では、3年間で20件、6年間で2件、新規設定は8件、更新設定は14件でございます。

なお、2番から23番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に

必要な農作業に常時することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」の2番から23番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」の2番から23番までについて、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年厚木市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

令和4年6月27日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---